

編集委員会からの審議事項

日本保健科学学会誌は毎年投稿数も確保できております。従来は筆頭著者のみならず、共著者全員が本学会員であることが投稿の条件でした。しかしながら、より多くの論文数を確保するため、日本保健科学学会誌 投稿要領の改正をいたたく、以下のことをご提案させていただきます。

日本保健科学学会誌 投稿要領

現行

1. 本誌への投稿資格は日本保健科学学会会員とする。ただし、依頼原稿についてはこの限りではない。投稿論文の共著者に学生会員を含むことができる。研究や調査の際に倫理上人権上の配慮がなされ、その旨が文中に明記されていること。人および動物を対象とする研究の場合は、必要な倫理審査を受けた旨を明記すること。

改正後

1. 本誌への投稿資格は日本保健科学学会会員とする。ただし、依頼原稿についてはこの限りではない。投稿論文の**筆頭著者のみ学会員であることとする**。研究や調査の際に倫理上人権上の配慮がなされ、その旨が文中に明記されていること。人および動物を対象とする研究の場合は、必要な倫理審査を受けた旨を明記すること。

なお投稿規定変更は2020年度総会承認を持って発効とする。